

岩倉市創業等支援資金融資信用保証料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資（以下「融資」という。）を受けた者に対し、その融資に係る信用保証料（以下「保証料」という。）を、予算の範囲内において助成することにより、創業者等の負担軽減並びに市内産業の発展及び振興を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において事業を行う者
- (2) 融資に係る保証料を一括納付した者
- (3) 市税の滞納がない者

2 融資に借換資金を含む場合は、その借換金額に相当する保証料は助成しないものとする。

3 第1項に掲げる助成対象者のうち第10条に規定する返還金の滞納がある者は、補助の対象としないものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、保証協会の発行する信用保証書記載の保証料の50%とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市創業等支援資金融資信用保証料助成金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 保証協会の発行する信用保証書の写し
- (2) 貸付実行報告書（様式第2）
- (3) 納税証明書類
- (4) 県が愛知県経済環境適応資金融資制度要綱で定める創業等支援資金に係る創業計画書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(助成金の決定等)

第5条 市長は助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と決定した者については、岩倉市創業等支援資金融資信用保証料助成金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 前条に規定する決定通知を受けた者は、速やかに岩倉市創業等支援資金融資信用保証料助成金交付請求書（様式第4）により、市長に助成金の請求を行うものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条に規定する請求により速やかに助成金を交付するものとする。

（申請事項変更の届出）

第8条 申請者は、申請書の記載事項の一部に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（助成金の取消し等）

第9条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により、助成金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

2 前項の場合において、市長は当該取消しに係る部分に関して既に助成金が交付されているときは、当該助成金の返還を命ずることができる。

（助成金の返還）

第10条 前条第2項又は繰上償還等により保証協会から保証料の全部若しくは一部が返戻されたとき、その額に助成金交付時の定める率を乗じた額を市に返還しなければならない。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他必要事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。